

大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

境港市（以下「甲」という。）と鳥取県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害し尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集及び運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、境港市内において大規模災害が発生した場合に、甲が、乙に対し、災害し尿等の収集及び運搬の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、境港市内において大規模災害が発生し、境港市のし尿収集運搬業許可業者により対応できない状態と判断した場合は、乙に対し、次に掲げる事項（以下「災害し尿等の収集運搬」という。）について、協力を要請するものとする。

（1）災害し尿等の収集及び運搬

（2）前号に掲げる事項を実施するために必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を行うに当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

（1）収集場所及び搬入先

（2）協力要請の内容

（3）その他必要な事項

（情報の提供）

第3条 甲は、協力要請を行った場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、被災又は復旧の状況、その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合においては、乙の組合員の内、災害し尿等の収集運搬について協力することができる者に関する情報を甲に提供するものとする。

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第4条 乙は、協力要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

2 甲は、乙による災害し尿等の収集運搬が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害し尿等の収集運搬に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）災害し尿等以外の異物の混入の防止に努めること。

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（1）災害し尿等の収集運搬を実施した期間、車両台数

（2）災害し尿等の収集運搬の内容（収集場所、収集量等）

（3）災害し尿等の収集運搬に従事した者の員数

（4）その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 協力要請に基づき乙が実施した災害し尿等の収集運搬に要した費用は、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第7条 協力要請に基づき乙が実施した災害し尿等の収集運搬により、これに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等の定めるところによるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては災害し尿等の担当課、乙においては鳥取県環境整備事業協同組合事務局とする。担当課に変更を生じたときは相手方に文書をもって報告するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 鳥取県境港市上道町3000番地
境港市

境港市長 中村 勝治

乙 鳥取県倉吉市金森町38番地2
鳥取県環境整備事業協同組合

理事長 大川 和彦